

令和4年3月

臨時農業委員会総会 議事録

令和4年3月30日（水）

宗像市農業委員会

令和4年3月 宗像市農業委員会 臨時総会

招集年月日	令和4年3月30日				
招集の場所	宗像市役所北館 第202会議室				
会議の日時 及び宣告	開会	令和4年3月30日 午後3時30分	会	山口 義嗣	
	閉会	令和4年3月30日 午後4時45分	長		
	休憩	なし			
応（不応） 召集委員及び出席並びに欠席委員 出席23人 欠席 0人					
議席番号	氏 名	出 欠	議席番号	氏 名	出 欠
1	山口 義嗣	○	13	樋口 芳明	○
2	富田 裕	○	14	白木 晋平	○
3	栗野 通孝	○	15	花田 長文	○
4	薄 幸一	○	16	欠 員	
5	松井 徳一郎	○	17	草野 一幸	○
6	梶原 富子	○	18	高橋 守	○
7	山下 敦	○	19	吉永 和義	○
8	花田 安輝	○	20	福崎 隆裕	○
9	山田 堅	○	21	福嶋 仁士	○
10	本田 辰幸	○	22	山下 重實	○
11	吉田 晉一	○	23	的場 英敏	○
12	吉武 順子	○	24	石松 健一郎	○
農業委員会事務局職員 田志事務局長 浪瀬企画主査					
途中入場・退場 委員及び時間	入場	なし			
	退場	なし			
議事録署名人	7番	山下 敦	8番	花田 安輝	

令和4年3月臨時農業委員会総会会議結果

- |       |                      |
|-------|----------------------|
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
|       | 受付NO6 承認             |
|       | 受付NO7 承認             |
|       | 受付NO8 承認             |
|       | 受付NO9 承認             |
| 第2号議案 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
|       | 受付NO4 承認             |
| 第3号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
|       | 受付NO4 承認             |
| 第4号議案 | 農用地利用集積計画（所有権移転）について |
|       | 受付NO1 承認             |
|       | 受付NO2 承認             |
| 第5号議案 | 農用地利用集積計画（利用権設定）について |
|       | 承認                   |

報告事項

- |     |                    |
|-----|--------------------|
| 第1号 | 農地法第5条の規定による届出について |
| 第2号 | 田より畑へ地目変更による届出について |

○議長

令和4年3月の臨時農業委員会総会を、ただいまより開会いたします。ただいまの出席委員は23名です。よって、令和4年3月臨時農業委員会総会は成立いたしました。

本日の議事は、お手元に配布しているとおりでございます。なお、総会中に発言をされる委員は挙手をし、議長の指名を受けたのち、起立して発言してください。

会議中につきましては、私語をされないように、皆様のご協力をお願いいたします。

○議長

次に議事録署名人を宗像市農業委員会会議規則第14条第2項によりまして議長の指名となっていますので、指名いたします。

○議長

それでは第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。4件の案件が申請されています。それでは、事務局から説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第1号議案の受付NO6について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO6の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

担当地区委員です。第1号議案、受付番号6の譲受人と譲渡人について説明します。譲受人は●●●●さんで、譲渡人は●●●●さんになります。譲受人の●●さんは、ご夫婦で協力して農業に従事されており、このほど、●●さんとの間で農地の売買の話がまとまりましたので、農地法第3条の許可申請に至っています。取得後の農地については、田が水稻、畑が野菜の栽培を予定しています。地元の水利組合長の承諾も得ており、農地法第3条の許可要件を満たしていると判断しています。以上、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長

ただいま譲受人、譲渡人について担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO6について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO6について、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO7について、事務局より説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第1号議案の受付NO7について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO7の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

担当地区委員です。受付番号7の説明をさせていただきます。まず、譲受人は●●さんですが、建設業のかたわら農業にも従事されています。譲渡人のうち●●さんと●●●●さんは、現在、離農状態で、農地も草刈り程度での管理になっています。●●●●さんは、兼業農家ですが、別の場所に畑を所有されており、主にはそこで作物を育てています。等高線からも想像ができるかと思いますが、小高い丘の頂上付近にある畑になります。現在は畑利用されているのは一部分だけで、草刈り管理が精いっぱいということです。申請地へのアクセスに関しても、人がやっと通れる里道のみで、今後の耕作も望めないだろうということでした。申請地を囲むように竹林があり、この所有者の●●さんとの売買の話がまとまりましたので、今回の申請に至っています。以上を踏まえまして、ご審議、お願いします。

○議長

ただいま譲受人、譲渡人について担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO7について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO7について、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO8について、事務局より説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第1号議案の受付NO8について、資料により説明)

○議長

事務局から受付NO8の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

担当地区委員です。第1号議案、受付番号8の譲受人と譲渡人について説明します。譲受人は●●●●●さんで、兼業農家になります。繁忙期は、奥さんや息子さんに手伝ってもらいながら農業に従事しています。譲渡人は●●●●●さんで、●●さんは高齢となり、農地の管理が難しくなったため、●●さんに農地の売買の相談したところ、話がまとまり、

農地法第3条の許可申請に至っています。取得後の農地では、みかんの栽培を予定しています。地元の水利組合長の承諾も得ており、農地法第3条の許可要件を満たしていると判断しています。以上、説明を終わります。ご審議、よろしくをお願いします。

○議長

ただいま譲受人、譲渡人について担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO8について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO8について、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO9について、事務局より説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第1号議案の受付NO9について、資料により説明)

○議長

事務局から受付NO9の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

担当地区委員です。第1号議案、受付番号9の譲受人と譲渡人について説明します。譲受人は●●●さんで、譲渡人は●●●●●さんになります。●●さんはかねてより、自分で栽培した原材料で和菓子を作りたいという思いがありました。農地の情報を知人に相談していたら、●●さんの農地の紹介を受け、今回の農地法第3条の許可申請に至っています。購入後の農地では、自ら大豆や粟を栽培し、今後、和菓子作りの材料として使用していきたいということです。地元の水利組合長の承諾も得ており、農地法第3条の許可要件を満たしていると判断しています。以上、簡単ですが、説明を終わります。ご審議、よろしくをお願いします。

○議長

ただいま譲受人、譲渡人について担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

○委員

●●さんは自分もよく存じているのですが、ここは全部ではないですが、碎石で埋め立てられ、駐車場みたいになっていると思いますが。

○委員

碎石もそんなに厚くないので、田としての利用は難しいと思いますが、畑としての利用は可能だと思います。

○議長

ほかにご質問ありませんか。

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO9について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO9について、許可することに決定いたします。

○議長

それでは次に、第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。1件の案件が申請されています。受付NO4について、事務局から説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第2号議案の受付NO4について、資料により説明)

○議長

事務局から受付NO4の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

担当地区委員です。申請人の説明を行います。転用目的は、資材置場の整備になります。申請人は●●●●さん、建設業を営んでいます。現在使用している資材置場が手狭になってきたため、新たに資材置場を確保したいということで、自身の農地を資材置場として転用するものです。地元の水利組合長からの承諾も得られており、農地の集団化も10ヘクタール以下の第2種農地に区分され、今回の農地法第4条の許可申請は、特に問題ないと判断しています。以上、説明を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長

つづきまして、現地調査A班班長から現地確認の報告を受けたいと思います。

○委員

現地調査A班班長です。第2号議案の受付番号4について、確認事項に基づき現地確認を行いましたので、その調査結果について報告いたします。転用目的は、資材置場の整備ということです。申請農地については、造成は約70センチ盛土が行われます。雨水については、北側へ勾配をつけ、既設の水路へ排水されます。取水はありませんので、汚水や生活排水の発生はありません。周辺の農地には、日照や通風、騒音などは、特に影響ないと考えます。地元の水利組合長の承諾も得ており、今回の農地法第4条の許可申請は、農地区分や被害防除など、許可要件を満たしているため、特に問題ないと考えています。以上、現地調査報告を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長

ただいま、事務局から第2号議案、受付NO4についての議案説明と地区担当委員、現地調査A班班長から説明・報告がありました。説明・報告に対してご質問、ご意見はござ

いませんか。

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第2号議案、受付NO4について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO4について、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。1件の案件が申請されています。受付NO4について事務局から説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第3号議案の受付NO4について、資料により説明)

○議長

事務局から受付NO4の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

担当地区委員です。譲受人の●●●●●●は、発達障害、障がい児の放課後等のサービスを提供しています。現在、小学校等の体育館を利用していますが、なかなか定期的な予約がとれないということで、自前の場所が欲しいと考えておられました。この場所にフットサルの競技場を設置したいということです。そして、駐車場を図面のとおり整備したいということです。地元の水利組合長の承諾も得ており、特に問題ないと考えています。以上です。

○議長

つづきまして、現地調査A班班長から現地確認の報告を受けたいと思います。

○委員

現地調査A班班長です。第3号議案、受付番号4について、確認事項に基づき現地確認を行いましたので、調査結果について報告いたします。転用目的は、運動場の整備になります。申請地の造成については、一部で若干の盛土がありますが、ほとんどで切土になります。雨水については、西側と南側に新設の暗渠排水とU字側溝が設置され、表面排水はこれらを経由し排水されます。市道側にはブロック積みが行われ、被害防除が図られます。また、防球ネットも設置されます。汚水や生活排水の発生はありません。また、周辺には農地がありませんので、日照や通風、騒音などは特に影響ないと考えています。

地元の農事組合長の承諾も得ており、今回の農地法第5条の許可申請は、第2種農地に区分され、被害防除の対策など、許可要件を満たしているため、特に問題ないと考えています。以上、現地調査報告を終わります。ご審議、よろしく願いいたします。

○議長

ただいま、事務局から受付NO4について議案説明、担当地区委員、現地調査A班班長

から説明・報告がありました。説明・報告に対してご質問、ご意見はありませんか。

○委員

さきほど担当地区委員から汚水はないと言われましたが、トイレの設置が図面にはありませんが、仮設トイレを設置する予定ですか。

○委員

子供たちは10人程度が利用するという事です。スタッフの関係で。そういう状況なのでトイレは設置しないということでしたが、近くに公園があり、そこには公衆トイレがあるので、そこの利用を考えられているのかもしれませんが。

○議長

ほかにご質問ありませんか。

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第3号議案、受付NO4について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO4について、許可することに決定いたします。

○議長

次に、第4号議案「農用地利用集積計画（所有権移転）について」を議題といたします。2件の案件が申請されています。受付NO6と受付NO7について、一括して審議を行います。事務局から説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

（第4号議案の受付NO6と受付NO7について、資料により説明）

○議長

ただいま受付NO6及び受付NO7について事務局から説明がありました。ご質問、ご意見はございませんか。

（なしの声）

○議長

ご質問、ご意見がないようですので採決を行います。第4号議案、受付NO6及び受付NO7について所有権を移転することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO6及び受付NO7について、所有権移転を承認することに決定いたします。

○議長

つづきまして、第5号議案「令和4年度農用地利用集積計画（利用権設定）について」を議題といたします。この件につきまして、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

（第5号議案について、資料により説明）

○議長

ただいま、事務局から第5号議案「令和4年度農用地利用集積計画について」の説明が

ありました。説明についてご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を取ります。第5号議案、令和4年度農用地利用集積計画について賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、令和4年度農用地利用集積計画について、承認することに決定いたします。

○議長

それでは次に、報告事項の審議を行います。報告事項は2件であります。報告事項第1号「農地法第5条の規定による届出について」と報告事項第2号「田より畑へ地目変更による届出について」が提出されております。宗像市農業委員会事務局処務規程第6条第3号の規程により、事務局長が専決処分を行っていますが、農林事務次官通達により、直近の総会に報告することになっております。この件につきまして、事務局から報告を受けたと思います。

○事務局

(報告事項第1号、報告事項第2号について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から報告事項第1号及び報告事項第2号の説明がありました。この件につきましては、報告となりますが、何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

○議長

お諮りいたします。本委員総会中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本委員総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、令和4年3月臨時農業委員会総会は閉会いたします。